

楽しく学べる 仕事ができる!

平成21年7月15日発行(毎月2回1日・15日発行)
第43巻 第14号 通巻753号
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

7.15
2009

バンクビジネス

特別レポート

多摩信用金庫
「ずまいるプラザ」の取組み

連載

基礎から学ぶ!

社会保険の入門ゼミ

三択クイズで理解!

コンプライアンス入門

特集

資金ニーズ
発見につながる
取引先の実態把握



ワンランク上をいく 相続対策 アドバイス

第3回

落合会計事務所 古井洋平



▼落合会計事務所のホームページはこちら
URL <http://www.ochiaikaikei.com/>

各相続人の納税額と 配偶者の税額軽減

前

回は、「相続税の総額」を求めるところまで勉強しました。課税価格から基礎控除額「5000万円+(1000万円×相続人の数)」を差し引いた課税遺産総額を、まずは民法で定められた相続割合である法定相続分で分割することが、大きなポイントでした。

相続税の総額を求めるために、

「仮に法定相続分で分ける」ということを再度確認してください。

相続税の総額を計算する際は、次の2点を押さえましょう。

①課税価格

課税価格が多ければ相続税の総額は多くなり、逆に少なければ同様に少なくなります。

②相続人の構成と人数

基礎控除額は相続人が1人増減

すると1000万円変わります。そのため、取めなければならぬ相続税の総額も、相続人の構成と人数によって大きく変わります(図表1)。

この2つの組み合わせで、相続税の総額は計算されています。

各相続人の納税額は 財産の取得割合で決まる

それでは、今回の本題である「各相続人の納税額の計算」に入っていきます。

各相続人の納税すべき相続税額は、相続税の総額に対し、その相続人が財産を「引き継ぐ割合」に応じて計算することになります。この引き継ぐ割合を決めるためには、「遺産分割協議」をしなければなりません。

遺産分割協議とは、相続人全員で話し合い、どの財産をだれが引き継ぐかについて、書面を作成し、各相続人が署名と捺印をすることです。このときの印鑑は印鑑登録された実印でなければいけません。できあがった書面を、「遺産分割協議書」といいます。

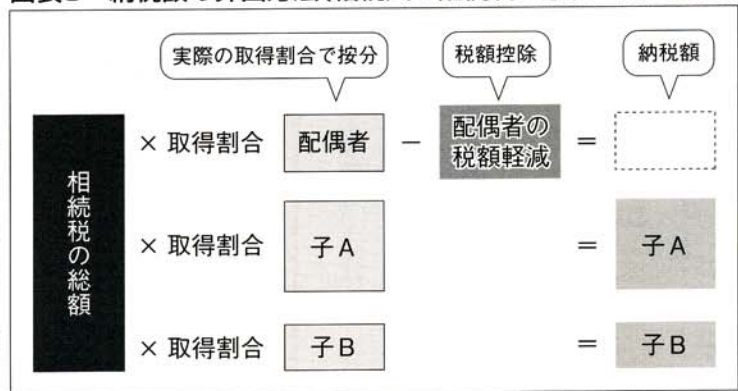
図表1 相続税の総額(法定相続人の構成別)

課税価格	法定相続人			
	配偶者のみ	配偶者+子1人	配偶者+子2人	配偶者+子3人
6000万円以下	0	0	0	0
1億円	600万円	350万円	200万円	100万円
1億5000万円	2000万円	1200万円	925万円	700万円
2億円	3900万円	2500万円	1900万円	1625万円
2億5000万円	5900万円	4000万円	3150万円	2750万円
3億円	7900万円	5800万円	4600万円	4000万円
3億5000万円	9900万円	7800万円	6350万円	5500万円
4億円	1億2300万円	9800万円	8100万円	7050万円
4億5000万円	1億4800万円	1億1800万円	9850万円	8800万円
5億円	1億7300万円	1億3800万円	1億1700万円	1億550万円

図表2 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	証人・立会人	筆記者	署名・捺印	保管	家裁の検認
自筆証書遺言	不要	本人	本人	本人	必要
公正証書遺言	2人以上	公証人	本人・公証人	公証役場	不要

図表3 納税額の算出方法(相続人が配偶者と子供2人の場合)



遺産分割協議書はとても重要な書類で、これを作らないと被相続人の財産は「未分割」のままになってしまいます。未分割のままですと、不動産の登記、預貯金や自動車などの名義変更を行うことはできません。したがって、遺産分割協議書は相続税がかからない場合でも、必ず作る必要があるのです。

また、被相続人が「遺言書」を残している場合もあります。遺言書とは、被相続人が生前どの財産をだれに引き継いでもらうかを記載した書面です。よく用いられる遺言書の形式として「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります(図表2)。

自筆証書遺言は、被相続人自身が保管・管理等をしますので、相続が起きた際に見つからないと効力が発生しないというリスクがあります。また、家庭裁判所の検認が必要となります。

一方、公正証書遺言は多少の手数料がかかりますが、相続が起きた際に必ず効力が発生することになり、家庭裁判所の検認も不要とされています。

遺言書がある場合は、遺言書に従って財産を分けることになり、遺産分割協議書を作成する必要はありません。ただし、相続人全員の同意があれば、遺言書によらずに、遺産分割協議書を作成してもかまいません。つまり、財産を引き継ぐ割合を決めるためには、遺産分割協議書か遺言書のどちらかが必要ということなのです。

配偶者がいる場合は税額の軽減措置がある

書面で各相続人が引き継ぐ財産の割合を確認したなら、その割合に応じて相続税を納めることになります(図表3)。

例えば、相続税の総額が200万円の場合、1人の相続人が財産

◀お客様にはこんなアドバイスを!



を全部引き継ぐのなら、200万円全額をその相続人が納税することになります。財産の2分の1を引き継いだら、200万円×2分の1で100万円、4分の1を引き継いだら、200万円×4分の1で50万円を納税するといった具合です。

つまり、財産をたくさん引き継いだ人が多く納税し、まったく引き継がない人は納税する必要がないということです。

また、被相続人に配偶者がいるかないかで相続税額は大きく変わります。配偶者には、納税額を少なくする規定として「配偶者の税額軽減」があるからです。

配偶者の税額軽減とは、配偶者が相続により引き継いだ財産のうち、「法定相続分または1億6000万円までの財産については、配偶者には相続税がかからない」とされた規定です。

つまり、亡くなった夫の財産が1億6000万円以内なら、妻が財産をすべて引き継げば、相続税がかからないということになります。

二次相続の発生時には 控除額の減少に注意する

相続税がかからないというのは大きな魅力ですが、ここで気をつけなければいけないのは「二次相続」です。二次相続とは、夫(妻)が亡くなって相続をした後に、妻(夫)が亡くなり発生する相続のことです。

二次相続では、次の3点により最初の相続時よりも相続税額が多くなる場合があります。

- ① 夫(妻)から相続した財産も妻(夫)の相続時に課税財産となる
- ② 配偶者が先に亡くなっているため、配偶者の税額軽減は使えない
- ③ 法定相続人が少なくなっているため、基礎控除額が減少する

この3点を考慮し、最初の相続時にある程度の財産を子供が引き継いで相続税を納税し、二次相続も含めて納税額をなるべく少なくすることが大切です。

納税額もそうですが、残された遺族の今後の生活など、相続人がお互いのことを考えて分割案を出すことが重要なのです。